１　この一覧表は、工場及び事業場から届出された情報を元に、令和7年3月31日時点で作成したものです。

　　実際の特定事業場等及び過去に特定事業場等であった事業場の現況とは異なる場合があり、特定事業場等が所在地に現存すること若しくは実在したことを保証するものではありません。

　　なお、「有害物質の使用履歴がある旧特定事業場等の所在地の一覧表」については、過去に特定事業場等であった事業場のうち、有害物質使用特定施設を設置していた事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置していた事業場の所在地について掲載しております。

２　この一覧表に記載の所在地は届出時の表記に基づいたものであり、住居表示の変更後に届出等がされていない特定事業場等は旧表記のままとなる場合があります。

３　この一覧表における代表特定施設番号は、水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる番号です。

　　ただし、代表特定施設番号の79は「有害物質貯蔵指定施設」、81は「指定地域特定施設」、91は「みなし病院施設」、92は「みなし浄化槽」を表します。

４　この一覧表における「有害使用」とは、有害物質使用特定施設を有する特定事業場等を示したものです。

５　表中の有害物質の「○」「▲」については、次の場合に記載されています。

　　・○：特定施設において、現在有害物質の製造、使用等がある。

　　・▲：既に廃止手続きを行った特定施設において、有害物質の製造、使用等があった。

６　事業場名に屋号が含まれている場合、届出書に記載された表記と異なりますので、あらかじめ御了承ください。

　（例：○（マル）の中に貞、金　→　○貞、○金、　￢（カネ）の下にタ、ナ　→　タ￢、ナ￢）

７　この一覧表の利用により生じた損害等について、千葉県では一切の責任を負いかねますので、あらかじめ御了承ください。

８　千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市内の特定事業場等については、それぞれの市へ直接お問い合わせください。